

川口市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成27年7月15日付け高福第418-1号埼玉県福祉部高齢者福祉課長通知。以下「県の地域密着型サービス等整備要綱」という。）並びに埼玉県定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成27年7月6日付け事務連絡、埼玉県福祉部地域包括ケア課長通知の別紙。以下「県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱」という。）に基づき県の交付金を受けて行う補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等については、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この要綱で定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、県の地域密着型サービス等整備要綱並びに県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の県の地域密着型サービス等整備要綱並びに県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱に掲げる事業とする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業
- (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
- (5) 定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条の補助対象事業別に県の地域密着型サービス等整備要綱別表1から4並びに県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱第4条別表に掲げる補助対象経費の欄に定める経費とする。

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、予算の範囲内で県の地域密着型サービス等整備要綱第5条並びに県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱第4条の規定により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書等及び添付書類)

第6条 補助金の申請、通知、実績報告等に必要な書類の様式及びこれらの手続に必要な添付書類は、別に定める。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合には、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付については、県の地域密着型サービス等整備要綱並びに県の定期巡回・随時対応サービス開始準備要綱に定める条件を付する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、規則第12条の規定により確定した額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(交付時期の特例)

第10条 規則第14条第1項ただし書の規定に基づき、補助金に係る事業を行うものの財政状況を勘案し、当該事業の完了前に補助金を交付しなければ正常な事業の完了が見込めないと市長が認める場合は、概算払いにより補助金を交付するものとする。

- 2 前項の場合においては、補助の対象事業の完了後、速やかに実績報告を行い、補助金の額を確定し、精算を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

- 2 市長は、規則第17条の規定により施設に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。